平成２８年（フ）第５９号
北海道釧路郡釧路町東陽西２丁目４番地12
債務者　松本　弘子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　拓人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月27日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２５号
埼玉県越谷市大沢２丁目15番38号　ハイツアートルム204
債務者　吹浦　順子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富田　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１号
山口県長門市仙崎1398番地
債務者　吉冨　紀子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　善英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第５３号
北海道川上郡標茶町旭２丁目２番１号
債務者　加藤　春夫
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅地　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１２０号
岐阜県各務原市東山１―60　医療法人杏野会各務原病院、住民票上の住所名古屋市西区中小田井３丁目289番地　ライオンズガーデン中小田井1002号
債務者　片山　幸子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市橋　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５４２号
名古屋市東区東大曽根町29番地11号　共栄ビル西棟301号、住民票上の住所名古屋市中川区二女子町２丁目56番地
債務者　早瀬　友梨
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　孝紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４３号
名古屋市東区東大曽根町29番11号　共栄ビル西棟301号
債務者　渡邉　進也
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　孝紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３６号
山形県東置賜郡高畠町大字福沢150番地の18富樫アパート205
債務者　有路ルミ子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第３７号
山形県東置賜郡高畠町大字一本柳1463番地
債務者　小林　祝弘
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第８５号
茨城県水戸市笠原町1223番地の24
債務者　白石まり子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３５号
茨城県日立市金沢町４丁目５番５―201号、前住所東京都練馬区石神井台８丁目10番34号（ソレアードⅣ号　２号室）
債務者　仮水　直希
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第６１号
岐阜県瑞穂市古橋1574番地１　メゾンカスターナ　B―201号
債務者　林　龍司
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第６５号
岐阜市千手堂南町２－４　オサムラビル202号、住民票上の住所岐阜市福光南町15番20号
債務者　塩谷　美好
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第７３号
岐阜市中西郷577番地２
債務者　藤井　和子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第８０号
岐阜市浪花町１丁目６番地１（ダイアパレス岐阜浪花　902）、前住所愛知県豊田市明和町３丁目10番地12　シャンポール明和101号
債務者　稗田　進
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２３１号
神戸市中央区中山手通７丁目25番７号　フロール中山手303
債務者　平松明子こと　岸　明子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８８号
神戸市東灘区魚崎南町３丁目13番８号濱田魚崎マンション107号、従前の住所神戸市東灘区住吉宮町５丁目５番20―308号
債務者　藪野　圭佑
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部